

## 博士学位論文審査要旨

2021年2月1日

論文題目：島の制度—島の法的地位に対する比中仲裁裁判判決への批判的検討—

学位申請者：林 秀鳳

審査委員：

主 査： 法学研究科 教授 坂元 茂樹

副 査： 法学研究科 教授 新井 京

副 査： 法学研究科 教授 濱 真一郎

要 旨：

林秀鳳氏の「島の制度—島の法的地位に対する比中仲裁裁判判決への批判的検討—」と題する博士学位論文は、2016年7月12日に下された、南シナ海において中国が歴史的権利として主張する九段線は国連海洋法条約に違反する、との判決を下した比中仲裁裁判所の国連海洋法条約の解釈を批判的に取り上げる論文である。台湾政治大学出身で国費留学生として同志社大学の博士課程に進学した林氏の問題意識は、同判決が示した島の制度に関する国連海洋法条約第121条の解釈の妥当性を問うものである。なぜなら、現在、台湾が実効支配する太平島は、軍人など公務員のみが駐屯し、地元住民が居住していない。同判決の解釈に従えば、第121条3項でいう「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」という「人間の居住」とは、「一過性ではなく、同海洋地形に故郷(home)を設け、そこにとどまることのできる人たちの安定的な共同体の存在」がなければならないとされ、公務員のみが駐屯する太平島はこれに該当せず排他的経済水域又は大陸棚を有しないことになってしまう。

林氏はこうした比中仲裁裁判所の解釈に対して、裁判所は、①海洋法条約が「維持することのできない...有しない(cannot sustain...shall not have...)」という文言を使用する理由は、第121条3項が制限的規定からであると考えているが、否定的規定は常に制限的規定として働くのか、奨励規定にはならないのか、次に、②裁判所は、排他的経済水域の資源が海洋地形の生まれながらの住民のために保護に値するものであるとし、「人間の居住」とは「地元住民の居住」を指すものであると解釈しているが、そのような解釈は妥当か、最後に③「独自の経済的生活」とは、裁判所が述べるように、「海洋地形又は当該地形の住民に対して利益を生じさせる経済的生活」を意味しなければならないのか、といった3つの疑問を軸に分析を行っている。

林氏の論文の大きな特徴は、本主題に関する包括的な分析手法にある。林氏は比中仲裁判決を綿密に検討するとともに、同判決をめぐる先行研究をまさに網羅的ともいえるほど渉猟し、林氏の問題意識に基づき鮮やかに判決の論理の矛盾点を摘出している。林氏の議論の展開は膨大な関連論文の読み込み、関係国際判例及び国内判例の理由づけの分析及び各国の国家実行で示されている関連事実の摘出に基づいた実証的な分析手法である。注の総数540が彼女の実証性を証明している。

林氏の論文のもう一つの大きな特徴は、その独自の分析視角である。比中仲裁判決は、海洋進出を進める中国が南シナ海において九段線という歴史的権利を主張し、岩礁等の実効支配を強引に進め、大規模埋立て工事により人工島を建設し軍事基地化していることもあり、国際法のみならず国際政治、地域研究の研究対象になっている。そのため、先行研究ではすでに多くの分析が

なされているが、林氏は判決の解釈の基底となる国連海洋法条約第 121 条 3 項の規定は制限規定であるとの条文の評価の妥当性を真正面から取り上げ、判決の論理のほころびを丹念に摘出ししている。もちろん、完全な実証には至っていない箇所も見受けられるが、その分析の鋭さと林氏が示した本主題の解明にかける情熱によって、先行研究、国際判例及び国家実行を踏まえた国連海洋法条約第 121 条の解釈をめぐる分析としては、まさに包括的で本格的な論文に仕上がっている。

よって、本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

## 総合試験結果の要旨

2021年2月1日

論文題目：島の制度－島の法的地位に対する比中仲裁裁判判決への批判的検討－

学位申請者：林 秀鳳

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 坂元 茂樹

副査： 法学研究科 教授 新井 京

副査： 法学研究科 教授 濱 真一郎

要 旨：

総合試験は、2021年1月25日、月曜日の午前11時から60分間にわたって行われた。

まず、学位申請者に対して、本論文に関わる先行業績の現状と問題点、さらにそれらの問題点に対して本論文においてどのような見解が得られたのかについて説明が求められ、申請者より、本論文の独自性と学問的な意義に関する必要かつ十分な解答がなされた。

続けて、主査および副査より、論文で用いられている国際法上の用語の意義と整合性、また申請者が取り上げている国連海洋法条約第121条3項の分析（例えば制限的規定であるか奨励規定であるか、「人間の居住」及び「独自の経済的生活」の解釈など）に関する分析および理解に関して質問がなされ、申請者より本論文の主旨に従った説得力ある解答がなされた。

語学試験に関して言えば、本論文では英語及びフランス語を含む多数の書籍、研究論文、公文書、判例などが引用されており、申請者がそれら言語について十分な語学力を有することはうかがい知れたが、質疑における申請者の解答ぶりはそれを裏付けるものであった。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士學位論文要旨

論文題目： 島の制度—島の法的地位に対する比中仲裁裁判判決への批判的検討—

氏名： 林 秀鳳

要旨：

「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」と定める国連海洋法条約(以下、海洋法条約)第 121 条第 3 項は、「混乱と紛争を生み出すための完全なレシピ」と称されている。それは、海洋法条約の起草過程において、また同条約の発効後も、2016 年 7 月 12 日比中南シナ海仲裁判決(以下、SCS 判決)が下されるまで、同項に対して、明確かつ権威ある解釈はなかったからである。同判決は画期的なものではあるが、条約解釈上の問題が生じるため、判決後も海洋法専門家らの注目を集めている。将来、各締約国が第 121 条を適用する際に、この判決が解釈の基準となれるかは、議論のあるところもある。本稿は、SCS 判決が惹起した海洋法条約第 121 条の条約解釈の妥当性を問うものである。

まず、SCS 裁判所の解釈に対して、以下のような 3 つの疑問が生じる。①SCS 裁判所は、海洋法条約が「維持することのできない…有しない ( cannot sustain...shall not have... ) 」という文言を使用する理由は、第 121 条 3 項が制限的規定からであると考えている。しかし、否定的規定は、常に制限的規定として働くのか、奨励規定にはならないのか。②裁判所は、EEZ の資源が海洋地形の生まれながらの住民のために保護に値するものであるとし、「人間の居住」とは「地元住民の居住」を指すものであると解釈しているが、そのような解釈は妥当なのか。「人間の居住」とは「公的目的の居住」 ( habitation on public purpose ) が含まれないのか。③「独自の経済的生活」とは、SCS 裁判所が述べるように、経済的価値を有する海洋地形ではなく、「海洋地形又は当該地形の住民に対して利益を生じさせる経済的生活」を意味しなければならないのか。また、「人間の居住」は、「独自の経済的生活」に基づくものでなければならないのか、この 2 要件は同時に満たさなければならないのか。

本稿は、上記の 3 つの疑問を解決するために、第 1 章「島の定義」、第 2 章「島の法的地位」、第 3 章「国連海洋法条約第 121 条の適用問題」、第 4 章「国連海洋法条約第 121 条 3 項の適用問題」及び第 5 章「国連海洋法条約第 121 条 3 項の法的性格」から構成され、「島の制度」に対して全面的に検証するものである。

本稿では、最も重要な発見は、「人間の居住」の属性が海洋境界画定に影響を及ぼさないということである。さらに、ヤンマイエン島事件判決において、当時の紛争当事国はすでに海洋法条約を署名していた。しかし、ICJ が海洋法条約第 121 条 3 項を検討する必要がないとしているということは、当該規定が基本的に規範創設的性格をもつものではないことが示されている。また、国家実行において、海洋法条約の署名、海洋法条約が採択される以前又はその後、あるいは海洋法条約の発効以後を問わず、多くの欧米諸国は、無人島及び「公的目的の居住」が存在する海洋地形に EEZ を設定しており、こうした国家実行は、SCS 裁判所がどのような人類の共同の財産が減少するという法的信念を示していない。したがって、「人間の居住」とは「独自の経済的生活」を有する「地元住民の居住」と定義すれば、後に、特に発展途上の沿岸国、海洋権利を主張する沿岸国にとって、第 121 条 3 項は、不平等な規定となる。

したがって、本稿で得られた結論は、①海洋法条約第 121 条 3 項は沿岸国が科学技術や外部からの支援によって「人間の居住」を維持できない岩を完全な権原を有する島に変えることを禁止していないため、制限的規定ではない。その理由としては、SCS 裁判所が原則宣言の 7 項に定める「発展途上国の利益と必要を特に考慮する」という文言を見過ごしたからである。そ

ここで海洋法条約第 121 条 3 項は、特に発展途上の沿岸国にとって、EEZ 又は大陸棚を主張するための奨励的規定とみなされるべきであると筆者は考えている。②「人間の居住」とは、「地元住民の居住」に限定されていない。その理由としては、海洋地形における居住者が「独自の経済的生活」を有する「地元住民」でなければならないということは、海洋法条約の締約国の特別の意味として意図しておらず、海洋法条約においても明白に定めていないからである。③「独自の経済的生活」は「人間の居住」を維持する唯一の方法ではない。「人間の居住」こそが「独自の経済的生活」の先決条件である。